

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替える(実際はドナーから採取された造血幹細胞を点滴で静脈内に注射する)ことにより、造血機能を回復させる治療法です。

<p>ドナー</p> <p>町に住民登録があり、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞提供を完了し、骨髄提供に伴う休暇制度がない事業所などに勤務する人。</p>	<p>ドナーが勤務する事業所</p> <p>助成を受けるドナーが勤務する国内の事業所(但し、国、地方公共団体、独立行政法人、骨髄提供に伴う休暇取得が可能な事業所を除く)。</p>
<p>骨髄移植ドナー支援事業 助成対象</p>	
<p>助成金額・日数</p> <p>ドナーが通院・入院に要した日数に応じて助成金を交付します。 ドナー：1日につき2万円(上限7日) ドナーが勤務する事業所： 1日につき1万円(上限7日)</p>	<p>助成対象となる通院・入院の内容</p> <p>①健康診断又は自己血貯血に係る通院、入院 ②骨髄・末梢血幹細胞採取に係る入院 ③骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院・入院</p>

申請方法 平成30年4月1日以降に、骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了し、当該医療機関を退院した翌日から1年以内に町子育て健康課(役場2階)に申請してください。必要書類など詳しくはお問い合わせください。

Q ドナー登録は何歳からできますか?

A 年齢が18歳以上、54歳以下の健康な方で、男性は体重45kg以上、女性は40kg以上の方です。日本骨髄バンクなどが発行する「ドナー登録のしおり」などにより、骨髄・末梢血幹細胞の提供などについて、十分に理解していることが必要です(実際に提供できる年齢は、20歳以上、55歳以下です。提供にあたっては、家族の同意が必要です)。

Q ドナー登録の流れを教えてください。


A ドナー登録について十分に理解した上で、「登録申込書」に必要事項を記入し、手続きを行います。腕の静脈から約2mLを採血し、白血球の型を調べます(検査費用はかかりません)。後日、日本赤十字社から「登録確認書」が送付されます。

命のボランティア 骨髄バンクにドナー登録を

日本では「骨髄バンク事業」が1992年から開始され、これまでに多くの患者さんを救う実績をあげています。しかし、日本の骨髄バンクで骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者さんは、毎年少なくとも2000人です。一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。

ドナーを待つ患者さんにとっては、あなたの登録が、大きな希望になります。ドナーになれる方には一定の条件があります。詳しくは日本骨髄バンクの公式サイトをご覧ください。

公益財団法人 日本骨髄バンク
http://www.jmdp.or.jp/



Jアラート 防災行政無線を用いた 全国一斉伝達訓練

5月16日(水)午前11時

町内24か所の屋外スピーカー(防災行政無線)から、次の内容が一斉に放送されます。

【問い合わせ】安全防災担当室 防災防犯係 ☎(84)5540



- 放送内容**
- ①上りチャイム音
 - ②「これは、Jアラートのテストです。」×3回
 - ③「こちらは、防災まつだです。」
 - ④下りチャイム音

災害時に備え、5月16日(水)午前11時に全国一斉の情報伝達訓練が実施されます。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用して送信される国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて皆さんにお伝えするものです。訓練ですので、お間違えのないようご注意ください。

『Jアラート』とは
緊急地震速報(予測震度5弱以上)や弾道ミサイル攻撃情報などの緊急事態に対して、県や町を介することなく、人工衛星などを利用して、国から直接、住民に対して情報を伝える仕組みです。

このシステムで受信すると、直ちに町の防災行政無線が起動し、自動的に緊急情報が放送されます。

「個人番号カード」(マイナンバーカード)は、申請により、初回は無料で交付されます

マイナンバー制度についてのお問い合わせは、次のフリーダイヤルへおかけください。「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

マイナンバー総合フリーダイヤル **☎ 0120-95-0178** マイナンバー

平日 午前9時30分～午後8時
土日祝 午前9時30分～午後5時30分 (年末年始を除く)

公式サイト [マイナンバーカード総合サイト](#) **検索**

【問い合わせ】町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

工業統計調査にご協力ください

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な調査です。

調査対象 / 町内にある、従業者4人以上の全ての製造事業所
調査内容 / 従業者数、製造品出荷額、原材料使用額など
実施期間 / 平成30年6月1日時点で実施します。

◇対象事業所には、5月から6月にかけて、統計調査員が調査票を持って伺いますか、国から調査票が直接郵送されます。
【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222